

| | | |
|-----------------|---|--------|
| <h1>名古屋市公報</h1> | 平成28年 6月29日 | 第1163号 |
| | 発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人 | |

| 目 | 次 | ページ |
|---------------------------------|----------------------|-----|
| 告 示 | | |
| ○ 名古屋都市計画事業の認可 | (緑土・緑地事業課) (第352号) | 2 |
| ○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧 | (緑土・緑地事業課) (第353号) | 3 |
| ○ 有料公園施設等の供用時間の変更について | (緑土・緑地管理課) (第354号) | 4 |
| ○ 特定計量器定期検査の実施 | (市経・消費流通課) (第355号) | 5 |
| ○ 名古屋市総合社会福祉会館の指定管理者の公募 | (健福・地域ケア推進課) (第356号) | 7 |
| ○ 名古屋市熱田荘の指定管理者の公募について | (健福・保護課) (第357号) | 9 |
| ○ 名古屋市障害者スポーツセンターの指定管理者の公募について | (健福・障害企画課) (第358号) | 11 |
| ○ 名古屋市高齢者就業支援センターの指定管理者の公募について | (健福・高齢福祉課) (第359号) | 14 |
| 選挙管理委員会告示 | | |
| ○ 各種直接請求等に必要な数について | (第7号) | 17 |
| 教育委員会告示 | | |
| ○ 名古屋市香流橋プールの臨時休場について | (第16号) | 19 |
| 交通局管理規程 | | |
| ○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正 | (第24号) | 20 |
| ○ 高速電車運転取扱規程の一部改正 | (第25号) | 21 |
| ○ 連絡運輸規程の一部改正 | (第26号) | 22 |
| 公 告 | | |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 | (市経・地域商業課) | 24 |
| ○ 農業委員会農政部会の開催公告 | (農業委員会) | 28 |

名古屋市告示第 352号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年 6月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 4・4・13号呼続公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

4・4・13号呼続公園

名古屋市南区呼続四丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 353号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のよう
に關係図書を一般の縦覧に供します。

平成28年 6月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 4・4・13号呼続公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成28年 6月21日から平成31年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を
定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除
きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 354号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成28年 6月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成28年 7月16日及び同月17日の供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 355 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 28 年 6 月 23 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

名東区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

| 検 査 日 | 検 査 場 所 |
|-------------|---------------------------|
| 9 月 14 日（水） | 猪高小学校（東正門：体育館） |
| 9 月 15 日（木） | 高針小学校（西正門：体育館） |
| 9 月 20 日（火） | 香流小学校（西正門：玄関） |
| 9 月 26 日（月） | 西山小学校（西門：特別活動室） |
| 9 月 28 日（水） | 本郷小学校（西正門隣給食通用門： ピロティ） |

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の

場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 356号

名古屋市総合社会福祉会館の指定管理者の公募

名古屋市総合社会福祉会館条例（昭和57年名古屋市条例第12号）第12条第1項の規定により、名古屋市総合社会福祉会館（以下「会館」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

平成28年 6月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市総合社会福祉会館

(2) 所在地

名古屋市北区清水四丁目17番 1号

2 指定管理者が行う管理の業務の範囲

(1) 施設の提供（7階会議室、研修室及び和室（以下「会議室等」という。）に限る。）

ア 会議室等の利用申込の受付、利用許可、開錠及び利用後の確認

イ 附属設備の管理

ウ 会議室等の使用料の徴収

(2) 調査統計資料作成

会議室等の利用実績等に関する資料の作成

(3) 会館の維持管理及び修繕

(4) その他会館に必要な管理業務

3 指定期間

5年間（平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2548

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2548@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成28年 6月24日（金）から同年 8月12日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000083760.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

平成28年 8月12日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第 357号

名古屋市熱田荘の指定管理者の公募について

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第 5条第 1項の規定により、名古屋市熱田荘の指定管理者を次のとおり募集します。

平成28年 6月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市熱田荘

(2) 所在地

名古屋市熱田区神宮四丁目 9番14号

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入所する世帯に係る住宅扶助に関すること

(2) 施設の使用料の徴収に関すること

(3) 施設の維持管理及び修繕に関すること

(4) その他管理業務に関すること

3 指定期間

5年間（平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2555

ファクシミリ番号 052-972-4148

電子メールアドレス a2551@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成28年 6月24日（金）から 8月12日（金）までの午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000083626.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

平成28年 8月12日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4（1）の配布場所に直接お持ち下さい。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 358号

名古屋市障害者スポーツセンターの指定管理者の公募について

名古屋市障害者スポーツセンター条例（昭和56年名古屋市条例第17号）第12条第1項の規定により、名古屋市障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

平成28年 6月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の概要

| | | |
|------|---------------------|---|
| 所在地 | 名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地 | |
| 施設概要 | 構造 | 鉄筋コンクリート造、地下 1階地上 2階塔屋付 |
| | 敷地面積 | 6,781.20㎡ |
| | 総床面積 | 4,480.53㎡ |
| | 建設年度 | 昭和54年度～昭和55年度 |
| | 施設内容 | 体育室、温水プール、トレーニング室、卓球室、料理実習室、和室、会議室、ボランティアルーム兼集会室、サウンドテーブルテニス室、相談室、指導員室、医務室、放送室、更衣室、観覧席、多目的ホール、事務室、ラウンジ、車庫、駐車場など |
| 施設種別 | 身体障害者福祉センター | |

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 受付・案内業務

ア 受付に関する業務

イ 案内に関する業務

(2) センターの事業運營業務

- ア 障害者に対する各種スポーツ及びレクリエーション活動の機会の提供
- イ 障害者のスポーツに関する各種講習会の開催
- ウ 障害者のスポーツ指導、助言及び相談
- エ 障害者のスポーツの振興を担う人材の育成
- オ 障害者のスポーツに関する普及及び啓発
- カ 地域やボランティア、関係団体との交流
- キ 施設使用許可に係る事務
- ク 名古屋市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会名古屋市選手団の派遣及び全国障害者スポーツ大会北信越・東海ブロック地区予選会実施等事業
- ケ 名古屋市障害者スポーツ協会に関する業務
- コ 名古屋市障害者スポーツクラブに関する業務
- サ 名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会に関する事務
- シ 名古屋市障害者スポーツセンター運営審議会に関する事務
- ス 視覚障害者ワードプロセッサ利用に関する事務
- セ その他の事務及び名古屋市が指示する事務

(3) センターの維持管理及び修繕

(4) センターの使用料の徴収

(5) 社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会が行う障害者スポーツセンター送迎バス「サンサン号」の運行に関する協力・連携

(6) 「名古屋市障害者スポーツセンターにおける障害者就労実習支援事業実施要綱」に基づく事業の実施

(7) 福祉避難所の開設及び管理

(8) その他管理運営に必要な業務

3 指定の予定期間

5年間（平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2587 ファクシミリ番号 052-951-3999

電子メールアドレス a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成28年 6月24日（金）から 8月12日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000083773.html>

また、名古屋市障害者スポーツセンターにおいても募集要項等の配布を行います。

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

平成28年 8月12日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4（1）の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 359号

名古屋市高齢者就業支援センターの指定管理者の公募について

名古屋市高齢者就業支援センター条例（平成 9年名古屋市条例第10号）第13条第 1項の規定により、名古屋市高齢者就業支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

平成28年 6月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市高齢者就業支援センター

(2) 所在地

名古屋市昭和区御器所通 3丁目12番地の 1

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 高齢者の就業に関する相談

(2) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供

(3) 高齢者のための就業に必要な技能等の付与を目的とした講習の実施

(4) 交流・啓発事業

(5) 自主事業支援

(6) その他高齢者の就業支援に関する事業

(7) 施設の提供

ア 第 1研修室、第 2研修室及び大会議室（以下「会議室等」という。）

の利用申込の受付、利用許可、開錠及び利用後の確認

イ 附属設備の管理

ウ 会議室等の使用料の徴収

(8) センターの維持管理及び修繕

(9) その他

公益社団法人名古屋市シルバー人材センターと協力して事業を実施していただきます。

3 指定期間

5年間（平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問い合わせ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2544

ファクシミリ番号 052-955-3367

電子メールアドレス a2544@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成28年 6月24日（金）から 8月12日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000083691.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

平成28年 8月12日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、 4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市選挙管理委員会告示第7号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成28年6月22日

名古屋市選挙管理委員会委員長 吉田伸五

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数
37,327 人
- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の委員の解職の請求）に規定する数
333,292 人
- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

| 区 名 | 規定する数 | 区 名 | 規定する数 |
|-------|----------|-------|----------|
| 千 種 区 | 43,599 人 | 熱 田 区 | 18,210 人 |
| 東 区 | 20,794 人 | 中 川 区 | 60,079 人 |
| 北 区 | 45,630 人 | 港 区 | 39,738 人 |
| 西 区 | 40,790 人 | 南 区 | 38,244 人 |
| 中 村 区 | 37,568 人 | 守 山 区 | 46,237 人 |
| 中 区 | 22,080 人 | 緑 区 | 65,138 人 |
| 昭 和 区 | 28,010 人 | 名 東 区 | 43,463 人 |
| 瑞 穂 区 | 29,571 人 | 天 白 区 | 42,965 人 |

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

311,055 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第16号

名古屋市香流橋プールの臨時休場について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市香流橋プール屋内プールを平成28年9月15日から平成28年10月6日まで臨時休場します。

平成28年6月21日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市交通局管理規程第 24 号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和 32 年名古屋市交通局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 6 月 21 日

名古屋市交通局長 二 神 望

第 14 条の 2 の表東山線駅務区の部池下管区駅担当の項中「、池下」、「、星ヶ丘」及び「、藤が丘」を削る。

第 17 条第 2 項の表東山線運転区の項中「岩塚」の次に「、池下、星ヶ丘、藤が丘」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（乗務員等組長規程の一部改正）

2 乗務員等組長規程（平成 6 年名古屋市交通局管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表駅務区の部東山線の項中「11組」を「8組」に改める。

名古屋市交通局管理規程第25号

高速電車運転取扱規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月21日

名古屋市交通局長 二 神 望

第25条中「第6号線」を「第1号線、第6号線」に改める。

第26条第1号を次のように改める。

(1) ワンマン運転するとき 「一人乗務・ATO運転」位置又は「本線（一人乗務）」位置にし、ワンマン表示灯の点灯を確認する。

第26条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第268条中「ATO運転」を「ATOによる運転（以下「ATO運転」という。）」に改める。

第276条中ただし書中、「ただし」の次に「、第1号線」を加える。

第291条第3項を次のように改める。

3 ワンマン列車の運転士は、駅務区長又は運転指令室長の指示を受け、運転指令室長が運転指令室モニタにより移動距離範囲のホーム及び軌道内の安全を確認した後に移動させる。ただし、運転指令室長による確認ができないときは、最後部の運転室を使用して移動させる。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第26号

連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月24日

名古屋市交通局長 二 神 望

第17条の4第3項中「第17条の5第1号又は第3号」を「第17条の6の2」に改める。

第17条の5第3号中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第17条の6の次に次の2条を加える。

（割引定期券の発売）

第17条の6の2 第4条第3号イの割引定期券は、次の各号のいずれかに該当する乗客に対して発売する。ただし、第3号に定める者に対しては、高速電車線とリニモの間を連続して乗車する場合に限り発売する。

- (1) 第17条の5第1号に定める者
- (2) 第17条の5第3号に定める者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級と記載されているものに限る。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、付添人と同行するもの及びその付添人

第17条の6の3 前条に定める者が、割引定期券を購入しようとするときは、次の各号に定める証明書等を提示しなければならない。

- (1) 前条第1号に定める者は、身体障害者手帳
- (2) 前条第2号に定める者は、療育手帳
- (3) 前条第3号に定める者は、精神障害者保健福祉手帳

第17条の7第1項中「、前条第1項第1号又は第3号に定める証明書等を提示し、かつ」を削る。

第17条の8中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 6月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸栄本店・栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 301- 1 外47筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

| No. | 変更前 | | | 変更後 | | | 変更年月日 |
|-----|--------------------|----------------|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|-------------|
| | 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住所 | 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住所 | |
| 1 | (株)リオグループホールディングス | 代表取締役 横山 和幸 | 名古屋市中区平和一丁目15番27号 | (株)イークロージンク | 変更なし | 名古屋市中区平和一丁目1番20号 | 平成27年9月1日 |
| 2 | (株)ハッチ | 代表取締役 田中 八郎 | 神奈川県小田原市南町三丁目1番48号 | (株)メガネスーパー | 代表取締役 星崎 尚彦 | 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号 | 平成27年12月1日 |
| 3 | (株)エディオンコミュニケーションズ | 代表取締役 岡崎 昇一 | 名古屋市中村区烏森町4丁目82番地 | (株)ラコステジャパン | 代表取締役 ディーター・ハーベル | 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 | 平成28年4月22日 |
| 4 | — | — | — | エル・エル・ビーン・インターナショナル | 代表取締役 バコ・ラッ | 東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目16番3号 | 平成27年11月20日 |

| | | | | | | | |
|----|------------------------|---------------------|--|-----------------|---------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 5 | — | — | — | (有)オー・アール・エフ | 代表取締役 古田 芳文 | 名古屋市西 区那古野一 丁目14番18 号 | 平成 27年 10月 1日 |
| 6 | — | — | — | (株)アダスト リア | 代表取締役 福田 三千 男 | 東京都千代 田区丸の内 一丁目9番 2号 | 平成 28年 3月 3日 |
| 7 | — | — | — | (株)アルファ ーサリー | 代表取締役 上原 末子 | 東京都目黒 区上目黒三 丁目2番2 号 | 平成 27年 9月 1日 |
| 8 | — | — | — | 美辺 仙子 | — | 名古屋市昭 和区安田通 1丁目7番 地 | 平成 27年 9月 1日 |
| 9 | (株)プリム ール | 代表取締役 小豆畑 信 輔 | 東京都目黒 区青葉台二 丁目21番6 号 | — | — | — | 平成 28年 1月 31日 |
| 10 | (株)キンクス | 代表取締役 國友 剛 | 東京都港区 西麻布二丁 目22番5号 | — | — | — | 平成 28年 2月 29日 |
| 11 | 本間 豊和 | — | 名古屋市昭 和区折戸町 6-58山旺 マンション 川名 204号 | — | — | — | 平成 22年 10月 31日 |
| 12 | 大石 泰荘 | — | 三重県四日 市市笹川七 丁目49-7 -20 | — | — | — | 平成 18年 5月 31日 |
| 13 | (株)ポンテヴ ェキオ ホ ッタ | 代表取締役 堀田 幸夫 | 東京都港区 虎ノ門 1- 22-12SVAX TSビル 2F | — | — | — | 平成 16年 3月 31日 |
| 14 | 近藤 隆彦 | — | 名古屋市東 区石神堂町 2-22 | — | — | — | 平成 16年 1月 31日 |
| 15 | 矢田 多津 子 | — | 名古屋市瑞 穂区惣作町 2-16 | — | — | — | 平成 13年 1月 31日 |
| 16 | 野中 勝 | — | 豊明市栄町 道山 9-2 | — | — | — | 平成 27年 2月 22日 |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------|----------------|----------------------|---|---|---|------------|
| 17 | (有)アール・ケイ・オネストトレーディング | 代表取締役 中世古 良 | 名古屋市西区浄心一丁目1番5-1201号 | — | — | — | 平成14年8月20日 |
| 18 | (株)ホワイ | 代表取締役 石原 一三 | 東京都目黒区青葉台四丁目6番20号 | — | — | — | 平成20年3月31日 |
| 19 | (株)ピースナウ | 代表取締役 伊貝 清 | 東京都渋谷区元代々木町33番8号 | — | — | — | 平成20年3月31日 |
| 20 | 金山 悦子 | — | 愛知県瀬戸市美濃池町84番地3 | — | — | — | 平成20年3月31日 |
| 21 | (株)ニホン画廊 | 代表取締役 池田 勝光 | 名古屋市中区栄三丁目31番7号 | — | — | — | 平成20年3月31日 |
| 22 | 細田 俊一 | — | 名古屋市中村区香取町一丁目8番地 | — | — | — | 平成25年3月31日 |
| 23 | (株)ウンディッチ・ノーベ | 代表取締役 村上 積 | 福岡市博多区博多駅東三丁目10番22号 | — | — | — | 平成20年1月31日 |

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、名称及び住所の変更のため
- (2) No. 2及びNo. 3の小売業者については、入替えのため
- (3) No. 4からNo. 8までの小売業者については、入店のため
- (4) No. 9からNo.23までの小売業者については、退店のため

5 届出の日

平成28年 5月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成28年 6月23日から同年10月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成28年10月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会農政部会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第28条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農政部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成28年6月24日

名古屋市農業委員会農政部会長 金井 重斗

1 開催日時

平成28年6月29日（水） 午後2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎 12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

3 議事

第2号議案 議席の決定について

農業協同組合との意見交換の進め方について

平成28年度名古屋市農業委員会現地調査について

名古屋市農業委員会事務局農政課